

長野県で【フラット35】を取り扱っている金融機関は次のとおりです。[平成29年10月現在]

金融機関名	お問い合わせ先	金融機関名	お問い合わせ先
八十二銀行	八十二のハローはちに 0120-82-8682	日本住宅ローン	03-5802-5050
長野銀行	営業統括部企画担当 0263-27-3855	東京クレジットサービス	フラット35営業部 03-5226-3681
長野信用金庫	業務推進部 026-224-5272	アルヒ (旧SBIモーゲージ)	https://www.aruhi-corp.co.jp/
松本信用金庫	個人ローン推進課 0120-0263-16	全宅住宅ローン	東京ローンセンター 03-3255-0800
諏訪信用金庫	融資部 0266-23-4567	ファミリーライフサービス	お客様相談窓口 0422-37-8088
飯田信用金庫	融資部審査課 0265-22-4321	あいおいニッセイ同和損害保険	投資運用部 03-5789-7112
アルプス中央信用金庫	審査部代理業務課 0265-72-4171	財形住宅金融	http://www.zaijukin.co.jp/
長野県信用組合	審査部 026-233-5627	優良住宅ローン	営業部 03-6457-7572
長野県労働金庫	集中業務部 集中事務セクション 026-237-3729	ジェイ・モーゲージバンク	審査部 0120-035-235
群馬銀行	ローン営業部 個人融資センター 027-254-7181	オリックス	オリックス・フラット35ダイレクト担当 0570-003-550
みずほ銀行	みずほインフォメーションダイヤル 0120-324286(11#)	トヨタファイナンス	住宅業務部 052-527-7411
りそな銀行	りそなコミュニケーションダイヤル 0120-24-3989	日本モーゲージサービス	融資本部 0570-035-460
三井住友銀行	東京住構センター 0120-325-023 (照会受付時間9:00~17:00)	シャープファイナンス	サービス営業部 06-4964-6561
北陸銀行	個人融資部 076-423-7111	LIXILホームファイナンス	営業部 0120-175-553
スルガ銀行	アクセスセンターまたはゆうちょローンサービスセンター http://www.surugabank.co.jp	ハウス・デポ・パートナーズ	営業企画部 03-3517-1100
岐阜信用金庫	個人部 個人ローングループ 住宅機構担当 058-201-3000	クレディセゾン	住宅ローンデスク 0120-235-551
イオン銀行	http://www.aeonbank.co.jp/housing_loan/flat/	一乗住宅ローン	営業推進部 0120-516-171
楽天銀行	住宅ローンセンター 0120-456-225	ミサワフィナンシャルサービス	業務部 企画推進課 03-6316-3662
住信SBIネット銀行	住宅ローン事業部 フラット推進グループ 0120-433-151 (03-6737-9173)	ヤマダファイナンスサービス	オペレーション本部 027-345-8023

※【フラット35】の借入金利と融資手数料は取扱金融機関によって異なります。詳細は取扱金融機関またはフラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。

千曲市 建設部建設課 026-273-1111
Chikuma City

受付時間 8:30~17:15
(土日、祝日及び年末年始を除く)

住宅金融支援機構
Japan Housing Finance Agency
〈フラット35サイト〉
www.flat35.com

お客様コールセンター
0120-0860-35(通話無料)
営業時間：9:00~17:00(祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。)
ご利用いただけない場合(国際電話など)は、次の番号へおかけください。
048-615-0420 (通話料金がかります。)

(平成29年11月現在)

【フラット35】子育て支援型

金利引下げ期間	金利引下げ幅
当初 5 年間	【フラット35】の借入金利から年 ▲0.25%

【フラット35】子育て支援型とは、子育て支援のために千曲市と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する千曲市による補助金交付とセットで【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。



【フラット35】Sと併せてご利用いただけます！

【フラット35】Sとは、長期優良住宅など質の高い住宅を取得する場合に、【フラット35】の借入金利を金利Aプランは当初10年間、金利Bプランは当初5年間、年**0.25%**引き下げる制度です。

【フラット35】S(金利Aプラン)との併用で、
当初5年間 年**▲0.5%**
6年目から10年目まで 年**▲0.25%**

【フラット35】S(金利Bプラン)との併用で、
当初5年間 年**▲0.5%**

例えば、借入額3,000万円なら、

【フラット35】S(金利Aプラン)との併用で、【フラット35】より総返済額が**約111万円お得！**

【フラット35】S(金利Bプラン)との併用で、【フラット35】より総返済額が**約77万円お得！**

併用しなくても、【フラット35】より総返済額が**約38万円お得！** (※)試算結果の数値は概算です。

【試算の前提条件】借入額3,000万円(融資率9割以下)、借入期間35年、元利均等返済、ボーナス返済なし、借入金利年1.37%(平成29年11月において借入期間が21年以上35年以下、融資率が9割以下、新機構団信付き金利の場合で取扱金融機関が提供する最も多い【フラット35(買取型)】の金利)の場合

(注1) 【フラット35】子育て支援型および【フラット35】Sは平成30年3月31日までの申込受付分に適用となります(予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト(www.flat35.com)でお知らせします。)

また、千曲市の補助金交付等が終了した場合も受付を終了します。詳細は千曲市にお問い合わせください。

(注2) 【フラット35】子育て支援型と【フラット35】Sの併用に当たっては、【フラット35】子育て支援型の要件に加えて、【フラット35】Sの要件として、取得対象住宅が省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性または耐久性・可変性の基準のうち、いずれか1つ以上の基準に適合する必要があります。基準の詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)をご覧ください。また、お客様コールセンター(Tel.0120-0860-35)までお問い合わせください。

(注3) 【フラット35】子育て支援型と【フラット35】地域活性化型を併用することはできません。

ご利用いただくための要件

【フラット35】子育て支援型をご利用いただくためには、千曲市から、「【フラット35】子育て支援型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。

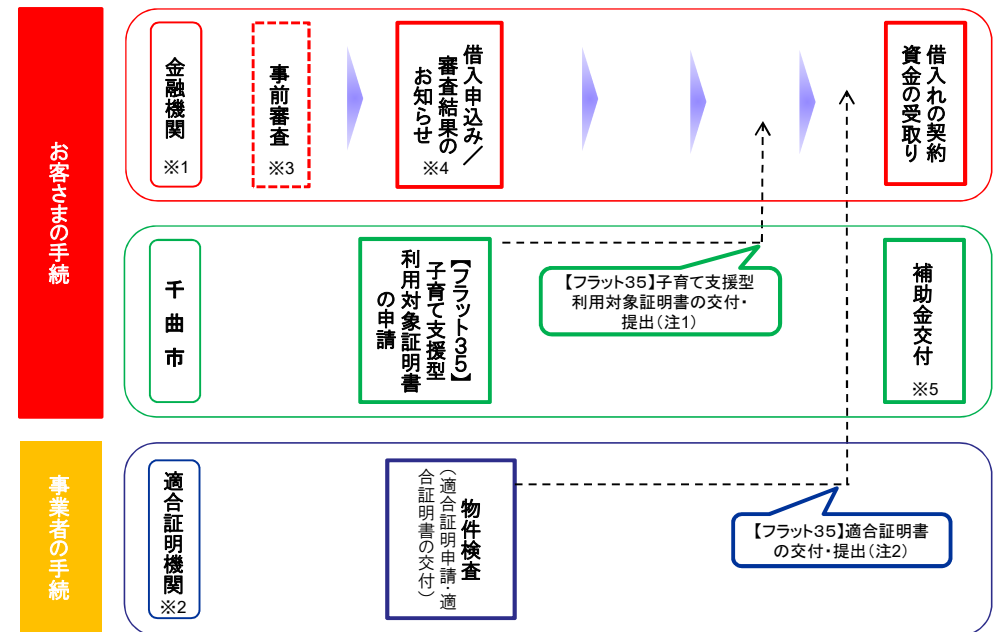
(注) このほか、住宅の耐久性等の【フラット35】の技術基準やその他融資基準を満たす必要があります。各基準の詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。

<千曲市から「【フラット35】子育て支援型利用対象証明書」の交付を受けるための条件>

- 1 お客さまが千曲市の「千曲市三世代同居近居促進事業」による補助金交付の対象であること(注1)
 (注1) 千曲市三世代同居近居促進事業補助金を受けることが条件となります。補助の要件については、千曲市のサイト(<http://www.city.chikuma.lg.jp/docs/2017071800017/>)又は千曲市のチラシをご確認ください。
 なお、今年度の千曲市の補助事業が終了した場合は【フラット35】子育て支援型の受付を終了しますが、詳細は千曲市にお問い合わせください。
- 2 次の事業要件を満たすこと(注2)
 (注2) 受けられる住宅取得のタイプ(同居、近居)によって要件が異なります。住宅取得のタイプを確認し、次のAまたはBのいずれかを満たすことを確認してください。

	事業要件
【フラット35】 子育て支援型	A 子育て世帯と親世帯が同居するために住宅を取得する場合 □ 子育て世帯と親世帯(直系尊属)が同居(※)すること ※ 「二世帯住宅に居住する場合」「同一又は隣接する敷地内に住宅を取得して居住する場合」も含まれます。 □ 子育て世帯において、補助事業申請時点で満15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子があること □ 取得する住宅の床面積が70㎡以上であること
	B 子育て世帯と親世帯が近居するために住宅を取得する場合 □ 子育て世帯と親世帯(直系尊属)が居住するそれぞれの住居間の直線距離が1km以内であること □ 子育て世帯において、補助事業申請時点で満15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子があること <AB共通要件> □ 同居又は近居を開始した日から3年以上にわたり三世代による同居又は近居を継続する見込みであること □ 三世代による同居又は近居を行った親族のいずれも市税を滞納していないこと □ 補助対象住宅について、建物移転補償を受けていない(受ける予定がない)こと □ 三世代による同居又は近居を行った親族のいずれも暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと

利用手続の流れ



(注) 上図は、一般的な手続の流れを示しています。金融機関、千曲市および適合証明機関における手続の順序は問いません。ただし、注1(【フラット35】子育て支援型利用対象証明書)および注2(【フラット35】適合証明書)は、借入の契約時までに金融機関へ提出する必要があります。

(※1) 借入申込みは、【フラット35】の取扱金融機関となります。

(※2) 適合証明機関は、検査機関または適合証明技術者(中古住宅購入の場合のみ)となります。

(※3) 取扱金融機関によって、事前審査を実施していない場合があります。事前審査は仮審査であり、借入申込み後の正式な審査結果を約束するものではありません。

(※4) 借入申込みに当たっては、金融機関の指定する申込関係書類に加えて、【フラット35】子育て支援型利用希望の申出書を提出する必要があります。詳しくは、お申込みを希望する取扱金融機関にご確認ください。

(※5) 補助金交付は、千曲市の制度に基づき実施するものです。

《借入れに当たっての注意事項》●【フラット35】は、民間金融機関と住宅金融支援機構が提携してご提供する全期間固定金利住宅ローンです。お申込みは、取扱金融機関となります。詳細はフラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。●取扱金融機関または住宅金融支援機構の審査の結果によっては、お客さまのご希望にそえない場合があります。あらかじめご了承ください。●借入額は100万円以上8,000万円以下(1万円単位)で、建設費または購入価額(非住宅部分を除く)以内となります。また、年収等、審査の結果によってはご希望の借入額まで借入れできない場合があります。●融資手数料は、お客さま負担となります。融資手数料は取扱金融機関により異なります。●借入金利は、資金受取時の金利が適用となります。●【フラット35(買取型)】では、借入期間(20年以下・21年以上)、融資率(9割以下・9割超)、加入する団体信用生命保険の種類等に応じて、借入金利が異なります(【フラット35(保証型)】は取扱金融機関によって取扱いが異なります)。借入金利は取扱金融機関により異なります。●融資率とは、建設費または購入価額に対して、【フラット35】の借入額の占める割合をいいます。●借入金利は毎月見直されます。●融資率が9割を超える場合は、返済の確実性等をより慎重に審査します。●最長35年の返済が可能です。ただし、お客さまの年齢により借入期間が短くなる場合があります。●住宅金融支援機構の定める技術基準に適合していることについて、検査機関または適合証明技術者による物件検査を受ける必要があります。あわせて、新築住宅では、建築基準法に基づく検査済証が交付されていることを確認しています。物件検査手数料はお客さま負担となります。物件検査手数料は、検査機関または適合証明技術者により異なります。●【フラット35】子育て支援型を利用する場合には、地方公共団体から【フラット35】子育て支援型利用対象証明書の交付を受ける必要があります。●借入対象となる住宅およびその敷地に、【フラット35(買取型)】では住宅金融支援機構、【フラット35(保証型)】では取扱金融機関を抵当権者とする第1順位の抵当権を設定していただきます。なお、抵当権の設定費用(登録免許税、司法書士報酬等)は、お客さま負担となります。●【フラット35(買取型)】では、借入対象となる住宅について、火災保険(損害保険会社の火災保険または法律の規定による火災共済)に加入していただきます(【フラット35(保証型)】は取扱金融機関によって取扱いが異なります)。火災保険料は、お客さま負担となります。●健康上の理由等で団体信用生命保険に加入されない場合も、【フラット35(買取型)】はご利用いただけます(【フラット35(保証型)】は取扱金融機関によって取扱いが異なります)。●【フラット35】子育て支援型および【フラット35】Sは、借換融資には利用できません。●【フラット35】子育て支援型と【フラット35】地域活性化型を併用することはできません。●取扱金融機関の借入金利、融資手数料、返済額の試算等の詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。●説明書(パンフレット等)は、お申込みを希望する取扱金融機関で入手できます。

家族の支え合いによる暮らしやすい豊かな社会を目指し、三世代による同居・近居を支援します

千曲市三世代同居近居促進事業補助金



平成 29 年 9 月 1 日より

受付開始

千曲市役所建設課窓口にて

★事業の概要

三世代での同居や近居による家族の支え合いにより、子育てしやすく、親世代の「見守り」がしやすい住環境を整備するために実施する住宅の新築、取得、建替、増築、改修等の費用の一部を助成します

三世代による同居・近居のイメージ

同居



二世帯住宅や、同一あるいは隣接する敷地の別棟に居住する場合も同居とします

近居



直線距離で
1 km 以内



- 三世代は親、子、孫（中学生以下）
- 新たに三世代で同居・近居を開始すれば、住宅の新築等の費用に 30 万円（上限）を補助
- 三世代の中に市外から転入する家族がいれば 10 万円を加算

お問い合わせ：千曲市 建設部 建設課 空き家対策係

空き家対策係 ☎ 電話：026-273-1111、内線：5645



★詳しくはホームページで！

補助の対象となる方

この補助金の対象となる方は、補助対象住宅の新築、建替、増築、改修または中古住宅の購入を行い、かつ、事業が完了した日から1年以内に新たに三世代による同居または近居を開始した者で、当該日から3年以上にわたり三世代による同居または近居が継続する見込みである者とします。

ただし、次に掲げる要件に該当する場合は補助の対象となりません

- 1 三世代による同居または近居を開始した日が平成29年3月31日以前であるとき
- 2 三世代の親族のいずれかが市税を滞納しているとき
- 3 補助対象住宅について、建物移転補償を受けている、または受ける予定があるとき
- 4 補助対象住宅の新築等が完了した者で、三世代による同居または近居を開始した日から6か月以内に補助金の交付申請を行わなかったとき
- 5 公共下水道（農業集落排水）に接続していないとき（下水道区域外は除く）
- 6 生活実態に合わせて住民票の移動を行っていないとき
- 7 三世代の親族のいずれかが暴力団員であるとき

※すでに三世代による同居・近居にある世帯は対象となりません（近居から同居、同居から近居になる場合も対象外です）

補助の対象となる事業と補助金額

1 同居のための住宅の新築等

- | | |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ・補助対象経費 | 新築、建替、増築、改修または中古住宅の購入に要した費用 |
| ・補助金の額 | 30万円 ただし、新築、建替または購入の場合は、対象事業費の総額が60万円未満のときはその1/2の額
増築、改修の場合は補助対象経費100万円以上の場合に補助対象とし、300万円未満の場合はその1/10の額 |

2 近居のための住宅の新築または中古住宅の購入

- | | |
|---------|-------------------------------------------|
| ・補助対象経費 | 新築または中古住宅の購入に要した費用 |
| ・補助金の額 | 30万円 ただし、対象事業費の総額が60万円未満の時はその1/2の額 |

※上記1，2とも店舗併用住宅の場合は、住居部分と非住居部分を面積按分して、住居部分の割合で算出した費用とします（ただし、住居部分が1/2未満の場合は対象外）

※対象住宅を共有で所有する場合は、この事業で三世代を構成する親族の持ち分を合計した割合で算出した費用とします

※算出した補助金額に1,000円未満の端数が生じるときは切り捨てます

その他の要件

- ・三世代による近居のために購入した中古住宅で公共下水道等に接続されていない場合は、三世代による近居を開始した日から6か月以内に接続工事に着工するときに限り補助対象住宅とし、着工日以降に申請できます
- ・耐震性能を有していない、あるいは有しているかどうか分からない住居については、申請に併せて耐震診断の申込みを行ってください
- ・住宅用火災報知器未設置の場合は設置してください

■申請に関する書類は更埴庁舎建設課と戸倉庁舎・上山田庁舎の市民窓口課でお渡ししています

■申請書類は市のホームページからダウンロードすることもできます